

上峰町立学校 I C T利活用教育等推進業務委託 プロポーザル審査要領

上峰町立学校 I C T利活用教育等推進業務委託に関するプロポーザル審査は、次に定めた要領により実施します。

1 審査の対象となる事業者

審査は、次の各号をすべて満たす参加者を対象に行います。

- (1) 上峰町立学校 I C T利活用教育等推進業務委託募集要項（以下「募集要項」という。）に規定する資格要件を満たす者
- (2) 募集要項に規定する期限内に、必要な書類を作成した者
- (3) 募集要項に基づき、適正に書類を作成した者

2 審査の項目及び点数

審査項目と審査項目ごとの配点は別紙審査基準のとおりです。

3 審査委員会

参加者から提出された企画提案書に基づきプレゼンテーションを行い、同日、書類審査を行います。

プレゼンテーション

日時 令和3年3月上旬～中旬予定

場所 上峰町民センター

審査 プレゼンテーションの時間は1者20分とし、プレゼンテーション終了後、審査委員からの質疑の時間を設けます。

書類審査

日時 令和3年3月上旬～中旬予定

場所 上峰町民センター

審査 別紙「審査基準」に基づき、審査委員会による書面審査を行います。

4 審査方法

- (1) 審査委員会では、提出された企画提案書と審査委員会におけるプレゼンテーションに対する審査を行います。
- (2) すべての参加者の審査が終了したときには、各審査委員の審査結果を基に、契約候補者と次点者を決定します。
- (3) 審査の結果、最高点の者が同点で2者以上ある場合は、経費見積が安

価な者から順に候補者と次点者を選定します。

- (4) 各審査委員の採点の合計が、評価基準点の合計値の6割以上であることを最低基準点とし、最低基準点を満たさない提案者は選定の対象としません。
- (5) 応募者が1者の場合は、最低基準点を満たす場合は、当該提案者を契約候補者とします。最低基準点に満たない場合は、再度公募を実施します。
- (6) 委託業務の実施に際しては、企画提案書の内容をそのまま実施することをお約束するものではありません。選定後には、契約候補者と町は、企画提案の内容をもとにして、業務の遂行に必要な具体的な履行条件などの協議と調整（以下、「交渉」という。）を行います。この交渉が整った後に、随意契約の手続きに進みます。交渉が整わない場合は、次点者に選定された者が、改めて町と交渉を行うこととなります。

5 審査結果の公表

審査委員会是非公開とし、審査結果についてのみ、町のホームページにて公表します。

別紙 審査基準

1 評価

(1) 企画内容、実施体制、実施計画に関する評価

① 各審査委員は、下記(2)の「企画内容、実施体制、実施計画に関する評価基準」により審査項目ごと5段階評価を行う。

特に優れている：5 やや優れている：4 標準：3 やや劣っている：2 劣っている：1

② 各審査委員の評価に対する得点は、上記①の評価点に下記(2)の各審査項目ごとに設定された係数を乗じた得点とする。

(2) 企画内容、実施体制、実施計画に関する評価基準

審査の項目	審査の視点	配点	係数
ICT推進員の配置	<ul style="list-style-type: none"> ・ICT推進員を1名配置できるか。 ・ICT推進員は、教育現場における礼儀やマナー等を遵守できる者を配置することができるか。 ・ICT推進員は、業務内容に対し、教職員及び児童生徒への積極的な支援・提案ができる者を配置することができるか。 ・ICT推進員の配置条件は、原則月20日、平日7時間45分とすることができるか。また、土、日曜日に配置（土曜開校等）を依頼した時に対応が可能であるか。 	20	4
ICT推進員の業務内容	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者は、次に掲げる項目の全てについて、責任をもってICT推進員に業務の遂行をさせることができるか。 ・ICT機器を活用した授業支援及び放課後補充学習支援 ・ICT機器やソフトウェアの設定及び操作 ・ICT機器やソフトウェアの設定及び操作の指導 ・ICT機器やソフトウェアの効果的な活用アドバイス ・ICT機器の簡単なメンテナンス ・必要なデジタル教材やソフトウェアの紹介 ・デジタル教材作成の支援 ・個人情報等の校務情報のセキュリティー管理、運用の支援 ・学校ホームページ更新の支援 	20	4
ICT推進員の雇用及び管理等業務	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者は、ICT推進員の管理監督、日程調整や指示・指導・助言・研修、効果的なICT利活用等推進に関する町立学校への提言等を行ない、町立学校ICT利活用教育等推進に向けた施策の方向付けと実施継続に繋げられるか。また、以下の業務を誠実に遂行できるか。 ・ICT推進員の配置の日程調整・管理 ・ICT推進員の業務状況の把握 	20	4

	<ul style="list-style-type: none"> ・ I C T推進員に対する業務上の指示・指導・助言 ・ I C T推進員に対する研修の企画・実施 ・ I C T推進員の適切な配置や効果的な活用に関する指導・助言・効果の測定 ・ I C T推進員のためのヘルプデスク業務 ・ 町との毎月 1 回の定例会（活動報告や意見交換を行うこと） ・ 以上の業務を行う上で、正社員である管理業務担当者 1 名を従事させることができるか。 ・ I C T推進員のサポートをするにあたり、「業務の見える化」「業務の細分化」「情報共有」の 3 点をデータで蓄積でき、目的に合わせたデータを抽出することができるか。 		
立地条件	・ 佐賀県内又は福岡県内に本社又は営業所を有し、上峰町教育委員会との連絡・調整が速やかに行えること。	1 0	2
経営規模	・ 相当数の従業員数を有し、常時営業を継続していること。	1 0	2
信用状況	<ul style="list-style-type: none"> ・ 会社経歴及び経営状態が正常かつ良好であること。 ・ 引き続いて 3 年以上 I C T利活用教育等推進に係る学校教育支援事業を営み、現にその実績が豊富で良好なこと。 	1 0	2
見積額	・ 見積額は、提案内容に見合う金額に算定されているか。	1 0	2
合計		1 0 0	